

平成16年度 雇用均等・児童家庭局 予算概算要求の概要

次世代育成支援対策の推進と多様な働き方を可能とする労働環境の整備

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図る「次世代育成支援」に重点的に取り組む。

このため子育て家庭支援対策の充実を図るとともに、多様な保育サービスの推進、子育て生活に配慮した働き方の改革、児童虐待防止対策、母子保健対策、母子家庭等の自立への支援など各種の施策を総合的に推進する。

また、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備の推進、男女雇用機会均等の確保など、誰もが安心して働ける環境づくりを推進する。

なお、平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」に要する経費（国と地方を通じて2,500億円の枠内）については、児童手当支給対象年齢等の見直しのほか、地域における子育て支援事業、児童虐待防止対策、不妊治療の経済的支援及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立について、事項として要求し、予算編成過程で検討する。

《 主要事項 》

◎ 次世代育成支援対策の推進

	頁
1 子育て家庭支援対策の充実	2, 216億円 … 3
2 多様な保育サービスの推進	5, 085億円 … 5
3 子育て生活に配慮した働き方の改革	52億円 … 6
4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	61億円 … 7
5 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実	183億円 … 8
6 母子家庭等自立支援対策の推進	2, 829億円 … 10
7 施設の整備の充実	… 12
8 施設の運営の充実	… 13
(別紙1) 平成15年度税制改正に関連した「少子化対策施策」の概要	… 14
(別紙2) 新エンゼルプランの着実な推進	… 20

◎ 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備	21億円 … 21
2 男女雇用機会均等確保対策の推進	15億円 … 22

(雇用均等・児童家庭局予算の状況)

	15年度予算額	16年度概算要求額	伸び率
局合計	10,438億円	10,863億円	4.1%
児童福祉関係	10,314億円	10,753億円	4.3%
(うち 特別会計)	324億円	328億円	1.3%
労働関係	124億円	110億円	▲11.3%
(うち 特別会計)	110億円	97億円	▲11.8%
一般会計	10,004億円	10,438億円	4.3%
特別会計	434億円	425億円	▲2.0%

次世代育成支援対策の推進

《 212,398百万円 → 221,610百万円 》

子育て家庭支援対策の充実

(1) 地域における子育て支援体制の強化 1,444百万円

※ 地域における子育て支援事業の充実については、予算編成過程で検討

次世代育成支援対策推進法の制定及び改正児童福祉法における子育て支援事業の法定化等を踏まえ、地域における子育て支援事業の推進を図るための基盤整備を行う。

(2) 地域子育て支援センターの整備 5,035百万円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

2,700か所 → 3,000か所

(3) 児童の健全育成事業の推進

○ 放課後児童クラブの拡充 8,722百万円

大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として15,000か所とすることを目標に、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増加させる。また、地域の人材を活用した伝統的遊びや自然体験等の事業を創設する。

放課後児童クラブ 11,600クラブ → 12,400クラブ

○ 児童ふれあい交流促進事業 280百万円

年長児童等が赤ちゃんと出会いふれあう場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナーを実施し、児童館等を活用した子育て支援事業を推進する。

(4) ファミリー・サポート・センターの設置促進 **2, 124百万円**

地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。

355か所 → 385か所 (本部)

(5) 子育てNPO等に対する支援の推進 **54百万円**

子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成支援を行う。

(6) 児童手当国庫負担金 **197, 467百万円**

※ 児童手当制度については、支給対象年齢等の見直しを図ることとし、その具体的内容については予算編成過程で検討。

多様な保育サービスの推進

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進

- 保育所の受入れ児童数の増大 33,906百万円

待機児童ゼロ作戦及び新エンゼルプランを推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

- ・ 保育所運営費 (14,520百万円)
200.0万人 → 204.5万人
- ・ 保育所緊急整備 (19,386百万円)

(2) 多様な保育サービスの提供

- 延長保育の推進 32,186百万円

11,500か所 → 13,500か所

- 休日保育の推進 381百万円

500か所 → 750か所

- 一時保育の推進 2,565百万円

4,500か所 → 5,000か所

- 保育所地域活動事業の充実 1,220百万円

9,948事業 → 10,048事業

- ・ 保育所分園推進事業の推進 200事業 → 300事業

子育て生活に配慮した働き方の改革

○ 育児休業制度等の見直し 22百万円

「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」を踏まえ、より利用しやすい仕組みとするという観点から、育児休業制度等について、関係審議会における検討の結果を受けた見直しを行う。

○ 育児休業取得等の目標達成に向けた集中的な取組 981百万円

男女別育児休業取得率、勤務時間の短縮等の措置の普及率及び子どもの看護休暇制度普及率について設定した目標値の達成に向けた各種助成措置や普及啓発等により、平成16年度末までの集中的な取組を実施する。

○ 育児等離職者の再就職支援の充実 417百万円

育児等の理由で離職した再就職希望者のニーズに対応した支援を行うため、キャリアコンサルタントの活用や職場体験講習の実施により、きめ細かな計画的支援を行う「チャレンジサポートプログラム（仮称）」を実施する。

(新) ○ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援 24百万円

一般事業主行動計画の策定を支援するため、具体的な取組の実施に当たって参考となる好事例集及びモデル行動計画の作成、講習会の実施、事業主に対する相談等を行う。

児童虐待への対応など 要保護児童対策等の充実

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実

※ 児童虐待防止対策の充実については、予算編成過程で検討

虐待を受けた児童をはじめとする要保護児童に対する支援のあり方についての関係審議会における検討の結果を受け、児童福祉法等の見直しを行う。

- 保健師資格等を有する人材の活用 23百万円

- 児童相談所カウンセリング強化事業及び児童虐待対応強化事業
181カ所 → 182カ所（全児童相談所） 238百万円

- 専門里親 112百万円
75人 → 124人（保護人員）

- 独立行政法人福祉医療機構融資の特例措置延長等
 - ・ 現行の特例措置の期限（平成15年度末）を3年間延長し、平成18年度末とする。
 - ・ 児童自立生活援助事業に係る施設に対する貸付けの相手方に民法第34条法人等を追加する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策の推進

- (新) ○ 婦人相談所(一時保護所)への主に同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置 29百万円

乳幼児を伴って婦人相談所に一時保護された被害者が心理療法等を受けられるようにするとともに、被保護者が同伴した乳幼児の対応を行うための指導員を配置する。

子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実

(1) 子どもの健康・医療の確保

○ 子ども家庭総合研究の推進 1,288百万円

乳幼児の障害の予防、母性並びに乳幼児の健康の保持増進や児童の健全育成等に関する総合的な研究を行うとともに、小児科・産婦人科医の意識や勤務の現状を踏まえ、若手医師の確保や資質の向上のための研究を行う。

また、小児疾患について根拠に基づく医療を推進し、より効果的な保健医療技術を確立するため、小児における安全性に留意した質の高い臨床研究等を行う。

(2) 周産期医療体制の充実

○ 周産期医療ネットワークの整備 244百万円

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制を確保。

37都道府県 → 47都道府県

○ 総合周産期母子医療センター運営費 538百万円

32か所 → 37か所

○ 不妊専門相談センターの整備 127百万円

42か所 → 47か所

(新) (3) 不妊治療の経済的支援

※ 不妊治療の経済的支援については、予算編成過程で検討

○ 不妊治療費助成事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額
の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成。

(4) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

9,649百万円

※ 新たな小児慢性特定疾患対策の確立については、予算編成過程で
検討

小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、小児慢性特定疾患を持つ患者に
対する安定的な制度として、法整備を含めた制度の改善・重点化を行う。

母子家庭等自立支援対策の推進

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進する。

(1) 母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 1,741百万円

子育てと生活支援策として日常生活事業等の着実な推進を図る。

(2) 母子家庭等の自立のための就業支援

○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 930百万円

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図るとともに、新たにブロック別にセミナーを実施する。

(新) ○ 効果的な就業支援の推進 8百万円

母子家庭の母の就業支援を効果的に推進するため、①母子家庭等施策に関する年次報告の作成、②関係省庁の連絡会議の開催、③パンフレット等の作成による民間事業者等への広報啓発を行う。

(新) ○ 自立に向けた効果的な支援の推進 5百万円

母子自立支援員の資質の向上と効果的な支援を行うための活動マニュアルを作成する。

(3) 母子寡婦福祉貸付金の充実

6,060百万円

就学支度資金の貸付限度額の引上げ等、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

(4) 児童扶養手当

272,538百万円

物価スライドの取り扱い（平成16年4月実施）

法律に定められている児童扶養手当の物価スライドの平成16年度の取扱いについては、年金や他の手当の取扱いと合わせて、政府経済見通しにおける平成15年度の物価下落率 $\Delta 0.4\%$ を引き下げて要求する。今後、物価、賃金、公務員給与の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討する。これまでの物価スライドの特例措置（ 1.7% ）に要する経費の平成16年度における所要額は、概算要求基準の枠外で要求する。